

令和3年12月10日
自動車局自動車情報課

引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！

～来年（令和4年）1月4日より運用を開始します！～

国土交通省では、個人が引越の際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を創設することとし、来年1月4日から運用を開始することといたします。

1. 特例措置の内容

① 特例の対象となる手続き

引越に伴い、所有者本人が変更登録申請をマイナンバーカードを用いて自動車ワンストップサービス（OSS）により行う手続きが対象となります。

※所有者と使用者が不同一の場合など一部の場合は本特例の対象外となります。

② 新旧車検証の郵送による交換

所有者は、OSSで変更登録を申請した後、15日以内に引越先の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等あてに旧車検証（写しも可）を郵送していただくと、運輸支局等から変更後の新車検証（備考欄に旧登録番号が記載されたもの）を郵送にて交付します。

※旧車検証（写し）を送付いただいた場合は、新車検証受取り後、旧車検証（原本）を速やかに運輸支局等宛に郵送してください。

③ 新たなナンバープレートの交付等

所有者は、次回車検までに（車検時でも可）、管轄の運輸支局等の窓口へ提出していただくと、新車検証の備考欄から旧登録番号の記載を削除した車検証と登録事項等通知書を交付します。

これらを自動車登録番号標交付代行者の窓口へ提出していただくと、新しいナンバープレートが交付されます。その際、旧ナンバープレートは返納いただきます。

2. 本特例措置の運用開始日

令和4年1月4日（火）

※注意事項

- ・ 次回車検時までに新しいナンバープレートの交付を受けない場合、道路運送車両法違反に問われる場合があります。
- ・ 車検証（原本）の携帯がなければ運転することはできませんので、旧車検証郵送の際にはご注意ください。

【参考】自動車保有関係手続きのワンストップ・サービス（OSS）について

- ・ 申請ポータルサイト URL : <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html>
- ・ ヘルプデスク 電話 : 050-5540-2000（年末年始を除く平日で、8:30～17:00）

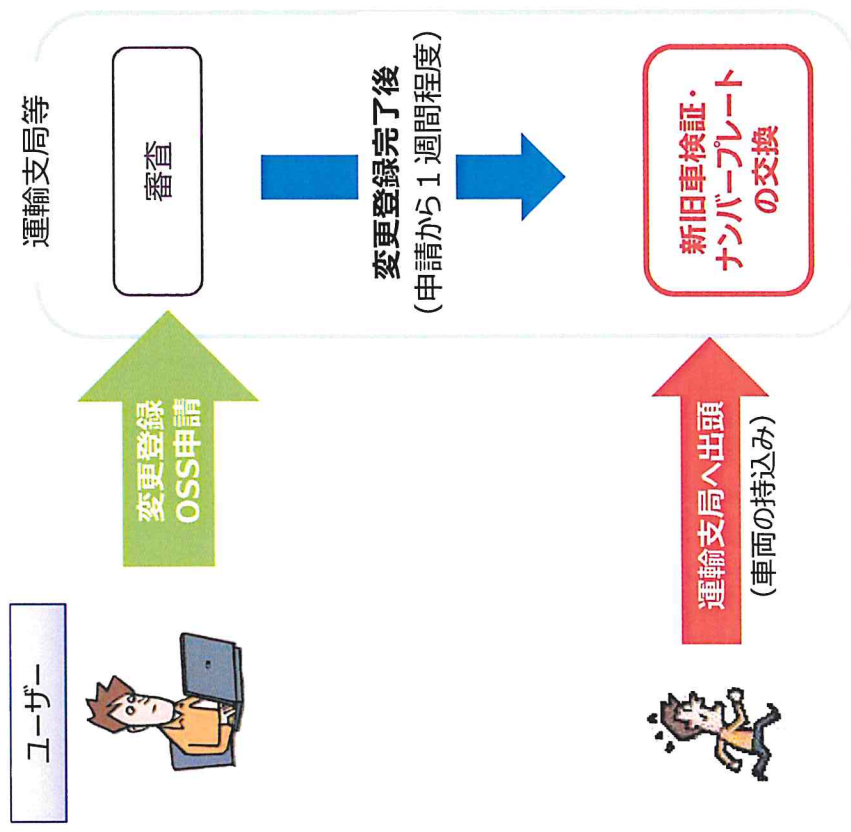
【お問い合わせ先】

自動車局自動車情報課 山浦、福室、本山
（代表）03-5253-8111（内線 42114、42118）
（直通）03-5253-8588

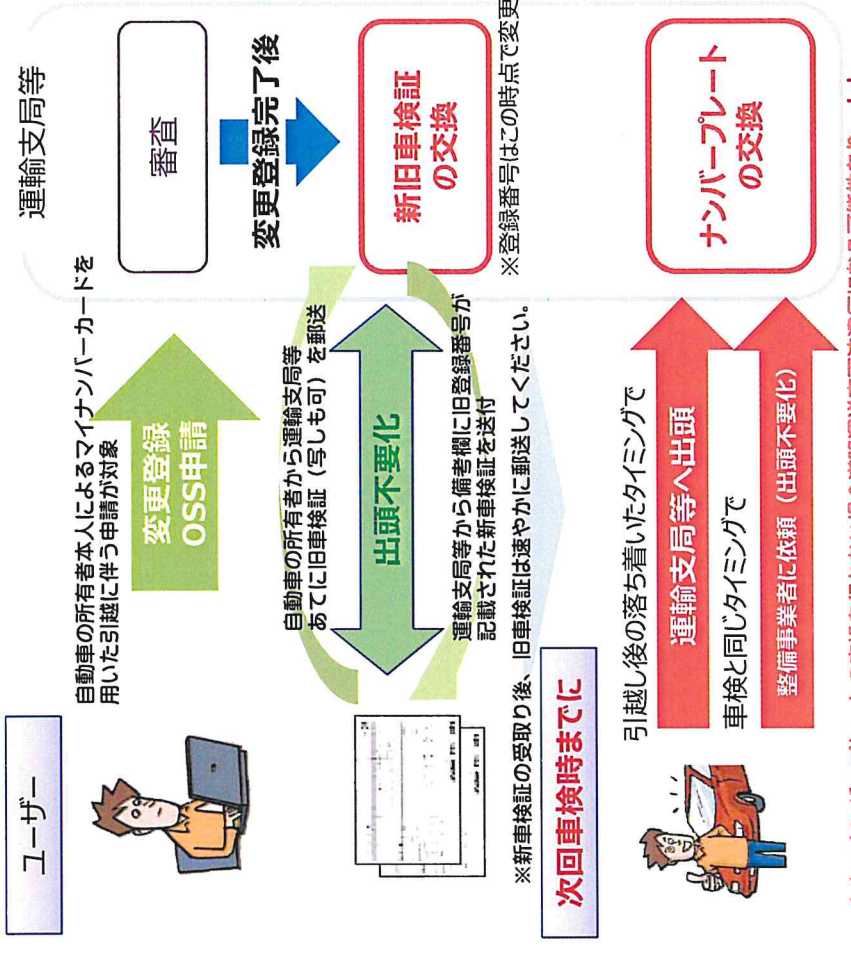
住所変更時のナンバープレート交換に関する特例の概要

- 政府全体で推進している引越時の負担軽減の一環として、引越し時の個人による変更登録OSS申請の場合に、変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予する特例を創設。
- 令和4年1月4日から運用開始（特例を受けるかどうかは選択制）。

< 通常 >



< 特例 >



！！ ナンバープレートの交換を行わない場合道路運送車両法違反になる可能性あり ！！